



東葛支部だより

令和4年10月号
第131号(秋号)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：渡邊英子 福島光三 飯田利治 半田直子

東葛支部支部長挨拶 伊佐 智



この夏、新型コロナウイルス感染症の第7波は猛威をふるい、一日に20万人を超える過去最高の感染者数を更新し続けました。この時期、感染症禍により、健康や業務に支障があった会員ならびにご家族の皆様にはお見舞い申し上げます。重症者の数は低く推移する一方で、病床利用率や救急搬送困難事案の増加などにより医療がひっ迫し、体調が悪くなくても病院で診てもらえない、入院が必要でも病床が空いていないという状況が続きましたが、政府は感染症対策と社会経済活動との両立を図るとして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの行動制限を求めませんでした。

このような情勢の中であっても、会員間の繋がりを作り支部の基盤を固めていくことは、行政書士制度の維持発展に欠かせません。そのため当支部では、基本的な感染防止対策は徹底した上で、原則として対面による会議・事業開催を推奨して参ります。

【研修について】

支部研修につきましては、対面開催による感染リスクを懸念される先生方にも広く受講機会を提供するべきであることから、試験的にリモート開催も並行して行います。なお、

初のハイブリッド開催といたしました9月の第1回支部研修では、約半数が ZOOM 参加となりました。今回、ZOOM 参加者からは音声の途切れのご指摘もいただいております、ご不便をおかけいたしました。今後改善に努めて参ります。

【親睦事業について】

会員間の繋がりを作り、支部の基盤を固めることを目的とする親睦旅行や飲食を伴う事業については、その重要性から、感染症禍においても開催を前提に計画を立て、やむなく直前に中止の決定をするという繰り返しが続いておりましたが、ワクチン接種率も上がり、重症化リスクなども次第に明らかになってきていることから、これまでの「中止か開催か」という姿勢を転換し「感染防止に配慮しながら実施」という方向へ舵を切ることといたしました。具体的には、バス旅行は日帰りとし、年に2回の開催を計画しております。開催日に行政による行動制限が実施された場合は、中止ではなく、延期する方向で旅行会社とも調整を進めております。

【広報月間について】

全国の行政書士会では毎年10月の1か月間を「行政書士制度広報月間」と定め、行政書士制度の普及活



動を実施しております。行政書士制度広報月間は、行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続きの円滑な実施に寄与することで国民の理解と信頼を得ることをとおし、行政書士制度の普及・浸透を図ること、それから行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識高揚を図ることを目的としております。東葛支部では支部役員を中心に「官公署訪問による行政書士制度の周知と信頼関係の構築」、「広報ポスターの掲示依頼」、「非行政書士排除に対する協力要請」、「街頭無料相談会の実施」などの活動を行っており、本年も実施いたします。

感染症のために令和2年より中止しておりました松戸会場における街頭無料相談会は、令和4年度も中止が決まりましたが、今年度より並行して準備を進めておりました流山おたかの森 S・C 内 FLAPS イベントスペースにおいて相談会開催の目途が立ったため、流山会場として10月16日に初めて開催いたします。今回

の流山会場での開催にあたっては、多くの皆様にご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

私たちの看板である「行政書士」の社会的評価というものは、大部分は先生方の日々の業務遂行の中で、コツコツと信頼を積み重ねることによって形作られていくものです。私たち一人一人が、行政書士という看板を背負っているということを実感した振る舞いを心掛けることが、何より行政書士制度の発展に寄与するものと考えます。先生方の平生のご活躍に敬意を表し、心より御礼申し上げます。

(東葛支部支部長 伊佐智)

総務部よりお知らせ

行政書士試験 11月13日(日)

試験実施に伴う監督員ならびに本部員の推薦は、昨年は公募の上抽選とさせていただいておりましたが、本年より新入会員や支部活動に積極的に参加されている会員の中から、支部長と総務部が協議をして人選させていただきます。

(総務部部長 羽田久美子)

行政書士制度広報月間

日本行政書士会連合会では、10月1日から同月31日までの1か月を「行政書士制度広報月間」と定め、全国の行政書士の協力により、広く一般市民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図ることを目的に、広報活動を展開します。

千葉県行政書士会東葛支部でも毎年、官公署訪問と街頭無料相談会を中心に活動し、行政書士制度のPRに努めています。

官公署訪問では各市の市長をはじめ地域の官公署を訪問し、日頃の行政書士業務に対する理解と協力で謝意を表し、官公署との協議の機会を持ち、さらに行政側からの意見等も伺う機会とします。行政書士制度広

報月間ポスターもその際に掲示を依頼し、行政書士制度の認識を広めることに努めます。

街頭無料相談会の開催は、地域住民の皆様に行行政書士の業務と活用方法について認識を定着する機会と捉え、直接市民に働きかけて広報活動に努めます。今年は例年開催している柏会場に加えて、新たに流山会場においても新型コロナウイルス感染防止の対策を講じて開催します。

1 官公署訪問(予定)

○各市

柏市、松戸市、流山市、
我孫子市、野田市

○その他官公署等

【松戸市】

松戸警察署、松戸東警察署
松戸県税事務所、松戸公証役場
東葛飾土木事務所、
千葉地方法務局松戸支局、宅建
協会松戸支部、松戸商工会議所
松戸健康福祉センター
日本政策金融公庫松戸支店、
松戸市社会福祉協議会

【柏市】

柏警察署、柏県税事務所
千葉地方法務局柏支局
柏公証役場、柏商工会議所

【流山市】

流山警察署、流山商工会議所、
流山市社会福祉協議会

【我孫子市】

我孫子警察署、
我孫子市商工会

【野田市】

野田警察署、野田商工会議所
野田自動車検査登録事務所

2 街頭無料相談会

【柏会場】

日時：令和4年10月1日(土)

10:30~15:30

場所：柏駅東口スカイプラザ柏
ピロティ

【流山会場】

日時：令和4年10月16日(日)

10:00~15:30

場所：流山おおたかS・C
FLAPS イベントスペース
(市民相談部部長 岩本章子)

支部親睦会

清水公園バーベキュー大会

7月9日(土)野田市清水公園で久々に交流会が行われ、会員26名とその家族6名の合計32名が参加しました。



「支部バーベキュー大会に参加して」 松戸地区・栗村奈見

夏休みに大集合した家族のような、そんな感覚で美味しく楽しい時間を過ごすことができました。自然いっぱいの緑に囲まれた会場で、たくさん笑ってコロナ禍での疲れを癒す時間にもなったように思います。そして、親睦部の皆様が用意してくださった食材はもちろんですが、皆様の差し入れも愛情たっぷり、東葛支部のパワーを感じました！また、ご家族と一緒に参加された先生方もいらっしゃり、支部の皆様をより身近に感じられたことも嬉しかったです。コロナ禍で行政書士登録をした私にとって、東葛支部の皆様と交流する機会はとても貴重で日々の励みになっています。バーベキュー大会を企画運営してくださった親睦部の皆様、本当にありがとうございました。

日帰り支部親睦旅行

コロナウイルス感染症のため計画されては、たびたび中止となっていた親睦旅行ですが、3年ぶり満を持して、9月17日(土)秋晴れの中、開催されました。参加会員20名、筑波山ハイキング、佐原・伊能忠敬記念館と、自然と触れ合い、郷土の偉人の足跡に触れることができました。茨城・千葉と二県にまたがりましたが、移動中、バス内も盛り上がり、会員間の親睦が一層深められま

した。親睦部の皆様、お世話になりました。

すでに親睦部では次回旅行「いちご狩り」も計画中です。楽しみに。



支部研修開催報告

令和4年9月3日(土)、令和4年度の第1回支部研修を開催しました。今年度第1回目は支部会員で社会保険労務士でもある小島卓哉会員より「行政書士として抑えておきたい労務管理」をテーマに、法人相手の業務の中での知識のツールとして、また社労士さんとの連携の一助に、業際問題に切り込んでいただき講義いただきました。今回の支部研修では初めてハイブリッド開催にもチャレンジさせてもらいました。参加者の皆様にアンケート回答をいただき、特にオンライン配信については工夫の余地がまだまだあることを実感いたしました。新しい時代の支部研修の在り方もさらに追求していきたいと思っております。

また研修後半には業務研究会案内もさせていただきました。業務研究会では、幅広い行政書士業務においてより狭い範囲でより深く業務について切り込み、会員の皆様が勉強を進めることを目的として運営されております。参加いただくメンバーあつての会ですので、ぜひ参加をご検討いただければ幸いです。9月後半から12月における支部研修、業務研究会の開催予定は以下の通りです。

- 9月22日(木)
第1回2022建設業務研究会(第2回はこれより発表)
- 9月24日(土)
第2回市民生活支援業務研究会

- 9月26日(月)
第2回国際業務研究会
 - 10月28日(金)
相続・市民生活支援・法人合同研究会
 - 11月下旬
第2回運輸業務研究会予定
 - 12月3日(土)
第2回支部研修
 - 12月26日(月)
第3回国際業務研究会
- ご興味のある方、参加希望の方はぜひとも研修部や私宛、またメルマガ発行のそれぞれの研究会へお問い合わせください。よろしく願いいたします。
- (研修部部長 西中慶一)

行政手続のデジタル化への動きと

行政書士業務の展望について(4)

柏地区 関谷 一和

(前号からの続き)

(6) 変貌する行政手続の在り方とその行方

本稿で何度かご紹介しているデジタル庁のデジタル臨時行政調査会作業部会(以下、「作業部会」といいます。)の動きが活発になっています。

テーマは「行政サービスのデジタル完結に向けて」ですが、ここまで府省庁・業界団体等に行ってきたアンケートやヒアリングに基づき、個別の手続について検討されてきたデジタル化のための議論を「行政サービス全般」に広げ、議論の射程を明確にし、確立された方法論によって当面は約2千の手続をターゲットに現状分析を進め、A. 利用者の手間の解消、B. 行政コストの最適化、C. 新規サービスの創造、D. 受益者の拡大を目指す作業が、特に本年の8月以降急ピッチで進められているように思われます。

その一部をご紹介しますと、

(ア) 行政サービスのデジタル完結に向けて(作業部会)

[資料6 行政サービスのデジタル完結に向けて\(digital.go.jp\)](#)

こちらは、全ての行政サービスに係る手続について、特に6ページに

記載されているような分析手法(日行連ではこれを「ALL Blue Game」と呼んでいます)を用いて、行政手続に必要とされている特に添付資料について、当該添付資料が疎明する情報を大きく「汎用的」「業界固有」「手続固有」の3段階に分別した上で、当該情報を保持する省庁以外の第三者が利用できる状況にあるかどうかについて①法令整備②データ整備③利活用環境の3点から分析し、これら3点が全て「済」になった状態になれば、作業部会が当面の目標としている「PHASE3」(資料4ページ)に移行しうるものとして、まずこのマトリクスの状況を調査します、という今後の作業部会の基本的な姿勢を紹介したものです。

こうした分析を重ねて、最後には7ページにあるような「必要なデータの共通化」に繋げていくことをデジタル庁は構想しているものと思われませんが、このうち「汎用的情報」に属する「本人確認情報」として「商業登記」「法人3情報(筆者注、このうち特に法人番号)」が「(手続)全体(において)共通(的に利用される情報)」として位置付けられていますところ、個人(事業主)に関する情報、例えば住民票の写し、戸籍事項全部証明書(戸籍謄本)、マイナンバーカード(の写し)等は、ここに挙げられていません。しかし、一方で、例えば、令和3年12月15日に開催された内閣府規制改革推進会議第6回デジタルワーキング・グループ会議において「旅券発給申請手続のオンライン化」が議題となった際、外務省が提出した資料の中に「電子申請導入と旅券システム」と題するファイルがあり(※1)、旅券発給申請の際に添付しなければならない戸籍事項全部証明書等について、法務省の戸籍情報連携システムとの接続を2024年度(を目途?)に導入することによって添付を省略できる旨の記載がここに見られることから、情報連携に消極的とされる法務省がその姿勢を転換している可能性も見

受けられます。

もし法務省が、戸籍情報又は住民基本台帳上の情報を、他の行政手続における活用を視野にデジタルネットワーク上の連携を構想しているとするれば、これによって行政手続のデジタル化が飛躍的に進展するものと思われまから、この法務省の動向には今後も注目していきたいと思ひます。

(イ) F D等の記録媒体を指定する規制の見直しについて

[資料1 フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しについて \(digital.go.jp\)](#)

本年8月10日に発足した第2次岸田改造内閣において新しくデジタル庁大臣に就任した河野太郎氏の号令に始まり、マスメディアにも度々揶揄的に取り上げられている「省庁におけるフロッピーディスクの廃止」ですが、これには理由がありまして、特に平成13年のオンライン化3法の整備以前に制定された法令等に「紙に代えて電磁的記録による媒体等を利用した申請等を認める」規定がある場合、その規定の仕方によっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(いわゆる「デジタル手続法」)第6条第1項の適用が阻害され、かえって手続のオンライン化・デジタル化が進みにくい、若しくは、新たな技術の活用可否が法令上不明確となっている。そうした規定が、法令検索の結果、約1900条項ほどあることが判明し、その中には、現在電子申請化の作業が進められている建設業許可申請(例として、建設業法第39条の4)なども含まれていることから、このような規定の見直しを早急に進めなければならない、という認識に至ったことによるものです。

細かい話のようにも思えますが、上記(ア)の①にも関連する重要な作業であり、個別の手続に係る法令の解釈又はその運用の状況に関する情報提供に日行連も協力しています。

そうした中で必ずと言っていいほど話題になるのが、「手続の運用の仕方が自治体、又はその出先機関の窓口ごとに異なる」その実態につい

てです。自治事務に属する手続について、その運用は基本的に許可権者である首長の裁量に任せられるべきであるところ、その運用の差異が、利用者となる一般国民にとって不利益となる方向に働く場合は、運用の平準化を目指して改善されることが望ましく、デジタル庁が指向するデジタル化はその有効な手段として推進されるべきでしょう。しかし、自治体の実情により設けられている運用の差異によってむしろ一般国民が利益を享受しているような場合、平準化、そしてそのためのデジタル化を推進すべきかどうかについては議論の余地があります。

つまるところ、行政改革において「個別の手続に係る棚卸作業の集積」が入口にして最も重要であるという事実はいつの時代も変わることがありません。そして、行政書士がこの棚卸作業に最も精通した専門職である、という事実もまた明白であると思ひます。

こうした職業的アドバンテージをもって、この歴史的な過渡期に対して積極的にコミットし、行政、そして国民のために動くことが、いま私たち行政書士に必要なのではないのでしょうか。私たち自身の新しい自画像を確立し、不動の存在として必要とされるためにも。

※1 [211215digital_0104.pdf \(cao.go.jp\)](#)

新入会員の紹介

○ 木村 紀子

- ① 令和4年6月15日
- ② 木村のりこ行政書士事務所
- ③ 松戸市常盤平4-6-1-202
- ④ TEL・FAX 047-394-0011
- ⑤ 6月に入会しました、木村紀子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

支部会員の動向


(令和4年8月末現在)

個人会員	463名
法人会員	5名
合計	468名

□ 思いもよらなかつたパンデミック。しかし、天正時代の天然痘、大正時代のスペイン風邪など、人類が闘ってきた歴史を忘れていません。今、科学や技術が進歩し、様々なシステムが構築され模索が続いています。人とのつながりが大切なこの行政書士業務。会議・事業のリアル開催をズーム等と併用していくという今後の支部方針、親睦旅行の意義、深く感じます。

(広報部 半田直子)

編集後記



- ### ○ 指宿 智仁
- ① 令和4年6月1日
 - ② メルクリウス行政書士事務所
 - ③ 松戸市小金きよしヶ丘3丁目16-14
 - ④ TEL・FAX 047-706-5981
 - ⑤ 皆様はじめまして。お酒が好きなことから酒販申請をよく対応させていただいております。お客様のしあわせのためにがんばりますので何卒よろしくお願ひ申し上げます。

- ### ○ 山本 理砂子
- ① 令和4年6月15日
 - ② アールプラス行政書士事務所
 - ③ 柏市南増尾5-24-9-305
 - ④ TEL 04-7157-2492
 - ⑤ 「あなたの暮らしに笑顔をプラスするお手伝いを致します」をモットーに、自分も楽しんで仕事をしていきたいと思ひます。

- ### ○ 橋本 節夫
- ① 令和4年7月1日
 - ② 行政書士はしもと法務事務所
 - ③ 柏市戸張1313-56
 - ④ TEL・FAX 04-7167-6506
 - ⑤ 元新聞記者の経験を生かし、幅広い業務に取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

- ### ○ 川畑 幸彦
- ① 令和4年8月19日
 - ② 川畑行政書士事務所
 - ③ 柏市大津ヶ丘1丁目54番地9棟405号
 - ④ TEL・FAX 04-7126-0336
 - ⑤ コスモスに入会希望です。私も父母が高齢になり、何かと手がかかるようになってきております。同じ思いをしている方の役に立つ方法はないものかと成年後見制度に関わる仕事に興味を持っております。

- 伊藤 理恵
- 酒井 淳

「共に支部を盛り上げましょう！」